

令和6年度岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会の設置及び運営方針について

令和6年度岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会規約（平成25年7月改正）に基づき、令和6年度岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会の設置及び運営方針を下記のとおりとする。

記

1 可茂地区採択協議会の設置について

5月22日（水）の第1回可茂地区採択協議会において委員の委嘱及び会長等の決定により、令和6年度岐阜県教科用図書可茂地区採択協議会の設置を完了し、速やかに県教育委員会に設置完了に係る報告関係文書を提出する。

2 最初の会の招集者

可茂地区教育長会会長とする。

3 運営方針

- (1) 可茂地区においては、令和6年8月2日（金）までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終わること。
- (2) 各市町村（組合）教育委員会は、可茂地区採択協議会最終日の翌日から令和6年7月29日（月）までの期間中に採択を決議し、地区採択協議会にその旨を報告すること。
- (3) 可茂地区採択協議会は、本地区内の市町村（組合）教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとすること。
- (4) 各市町村（組合）教育委員会は、各学校への採択結果の通知を令和6年8月13日（火）以降に行うこと。
- (5) 教科用図書採択の公正確保に万全を期すること。
- (6) 協議の調わない場合に備えるなど、採択に係る手続き上のルールを第1回地区採択協議会において明確にすること。

4 協議会について

可茂地区採択協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間であるため、手続きなどを省略して事実上の協議による協議会とする。また、その運営は、可茂地区採択協議会規約に基づいて行う。